

平成31年度名古屋市教育委員会第6号議案

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

「業務士（学校に勤務する者に限る。）」及び「調理員」の安全管理及び衛生管理を市長部局において実施することに伴い、本規則の適用を受ける教職員の定義を変更します。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職員安全衛生管理規則の規定は、平成31年4月1日から適用します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」を「及び学校栄養職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職員安全衛生管理規則の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

(参 考)

新 旧 対 照

教職員安全衛生管理規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）教職員 学校の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員及び<u>学校栄養職員</u>をいう。	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）教職員 学校の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、<u>学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員</u>をいう。

